

令和4年1月21日

保育施設利用保護者各位

宜野座村長 當眞 淳
(公印省略)

家庭保育及び登園自粛要請の再延長について (依頼)

平素より本村の教育・保育行政並びに新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みについてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和4年1月7日付け及び1月14日付け「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための村内保育施設の家庭保育及び登園自粛要請について (依頼)」にてご協力をお願いしているところですが、村内保育施設の感染状況を踏まえ、**家庭保育及び登園自粛要請期間の再延長**をいたします。

保護者の皆様におかれましては、再三の依頼となりますが、村内保育施設における感染拡大のリスクを回避するため、ご理解とご協力を宜しくお願い致します。なお、今後の状況に変更があった際は、再度お知らせいたします。

記

1. 要請期間について

令和4年1月24日 (月) ～令和4年1月31日 (月) まで (まん延防止等重点措置期間中)

ただし、下記①～③のいずれかに該当し、かつ休暇取得が困難な保護者については、引き続き保育を実施します。

- ① 医療従事者等、社会生活の維持に必要な業務の従事者
- ② 社会福祉施設等の従事者
- ③ やむを得ない事情のある人

※やむを得ない事情とは、休むことにより著しく収入が減少する場合を想定しています。

2. 利用料について

0～2歳児の利用者負担額 (保育料) については、期間中に登園を控えた場合 (欠席した場合) は日割り計算による軽減措置対象とします。

3. 感染対策等 (※重要)

- ・検温シートの記入、手洗い、うがい等の感染予防の徹底をお願い致します。
- ・園児に発熱があった場合、解熱後24時間は自宅で様子を見てください。
なお、発熱の有無にかかわらず、体調不良の場合は登園を行わないでください。
- ・同居家族に体調不良の方がいた場合、登園をお控えください。
- ・不要不急の外出についても、ご家庭において徹底していただきますようお願い致します。

● その他に関することは、利用する施設へお問い合わせください。

担当：宜野座村健康福祉課
児童福祉係 仲程・比嘉
098-968-3253